

支 出 の 目 的		金額	支 入 の 目 的		金額
前期繰越製品		二三五三	賣上金		三三〇九
錫力		五九三三			
木箱		二六二一			
レッテル包装		五九二七			
釘		六九〇			
石油		一七一九			
石炭		一九二七			
諸炭		三三四			
電氣		一三六三			
修繕		二四五二	雜收		一九六三
砂		五八三〇			
生果(在來種)		四六三			
農料		一六九九			
給料		九四五			
諸稅		一一九〇			
同業		二二五九			
廣告		五二六			
營業		一四八六			
運賃		一一四〇			
販賣		六八六六			
利息					
合計		二五八〇八			二五八〇八

一九〇二

二、資産状態

廢繰繰越		金額	負債		金額
廢繰		五九四三	阿辻		二三五九
繰越		三七二五	小西		二七七四
雜費		一三	償却積立		三〇〇〇
未精算		三四九	救濟積立		一〇〇〇
本利		四七〇五	銀行借入金		三三九五
合計		二五八〇八	特別借入金		二〇〇〇
			三井物産會社		三四九
			合計		二五八〇八

資産		金額	負債		金額
土地		一〇四八	阿辻		二三五九
建物		一七三九	小西		二七七四
機械		一八六三	償却積立		三〇〇〇
器具		八八八	救濟積立		一〇〇〇
什器		四八六	銀行借入金		三三九五
積立		一五四三	特別借入金		二〇〇〇
前渡金貸金及立替金		九五〇	三井物産會社		三四九
農場		二〇	合計		二五八〇八
水勘		二〇			
合計		二五八〇八			二五八〇八



項目	資産部		負債部	
	金額	項目	金額	項目
三三三	三〇一五	東洋製罐會社	一九〇六	
三三三	三三五	三菱事務所	三二六七	
三三三	四四六	三菱掛代	三三七	
在 手	一九〇三	組 合	一九〇	
賣 掛	一九六	預 算	一五〇〇	
證 金	三〇三	本 期	四七〇四	
預 金	五三七	利 益		
商 標	三七〇	計	一〇,七三一	
合 計	一〇,三七二			

備考

昭和二年期罐詰製造高

鳳山工場	五九五、七九四罐	一四、一二四罐
二水工場	三四八、〇七五罐	八、四四六罐
計	九四三、八六九罐	二二、五七〇罐

二、經營記錄

京都府水産講習所卒業後大正二年臺灣鳳梨罐詰會社工場長として渡臺、同九年三月退社自ら罐詰製造を開始す。

(以下鳳梨事業に對する將來の經營計畫其他に就ては便宜上他の資料を以て補述することゝす)

高雄州鳳山郡大樹庄九曲堂

濱口鳳梨株式會社臺灣事務所

鳳梨罐詰事業は最近著しく勃興し全島四十有餘の工場あり、就中九曲堂及員林方面には著しく集團せるも、一面原料の生産潤澤ならず、爲めに各工場は原料買収競争を爲し其の價格昂騰を免れず、従つて工場生産費嵩み相互に甚だしき苦痛を感じつゝあり、曩に臺灣鳳梨罐詰同業組合に於て、買収價格の協定を爲したるも實行困難にして殆んど自由競争の状態にあり。又原料生果の需要旺盛なる結果、生産者は勢ひ不良品の供給を爲す場合少なからず、工場に於ても製造の都合上不得止之を買入れざるを得ざることあり營業上甚だしき苦痛なり。殊に罐詰移出品検査を開始せらるゝに至らば、從來の如き原料にては合格歩留著しく低下することなきかを憂ひ居れり。勸業當局に於ては一般農家の栽培法及品種の改良に付一層御盡力あらんことを望む。

將來原料生果の圓滑なる供給を圖り、工場生産能率を順調ならしむる爲め、之が自産自給を爲さざるべからずと思考するが故に、本社は著々自己農場の擴張充實に努め優良種の作付を行ひ居れり。尙工場休閑期の利用を有效ならしむべく、「トマトソース」等の製品原料たるべき「トマト」罐詰の製造試験を爲しつゝあり。此の結果にして良好なれば將來鳳梨園の間作として「トマト」を栽培し之に



依て土地の利用を増進すると共に、工場能力の向上及職工の連続使用を助くること、なり有利なる副業たるを得べし。

(第二例大規模鳳梨栽培)

本社 大阪市此花區草開町三〇番地  
事業地 高雄州潮州郡内埔庄老埤

臺灣鳳梨栽培株式會社

一、經營概要

イ、組織及代表者 株式會社 社長 勝田永吉

ロ、土地及利用狀態

畑	鳳梨栽培地 (現在植付済)	一三〇甲
山	林 想思樹造林地	四二〇甲
開墾	濟畑	二〇〇甲
草	生地	一八〇甲
チーク	造林地	一甲
竹	林地	五〇甲

建物	敷地	一三甲
農場	道路	一七甲
其他		二一甲
以上所有地合計		一、〇三二甲

ハ、事業成績 (昭和三年期損益計算書)

利		損	
項目	金額	項目	金額
鳳梨果實收入	二七、四二四	農付場定償却	一四、七七七
苗收	一、五〇六	建物償却	一、六七七
造林收	七五九	農具償却	四、四三
收入	六	什器償却	九二八
雑收入	四六	支拂利	一、四九
合計	四三、九三三	当期利益	三八七
		常務金	三、三七
		合計	二、六六
		合計	四三、九三三

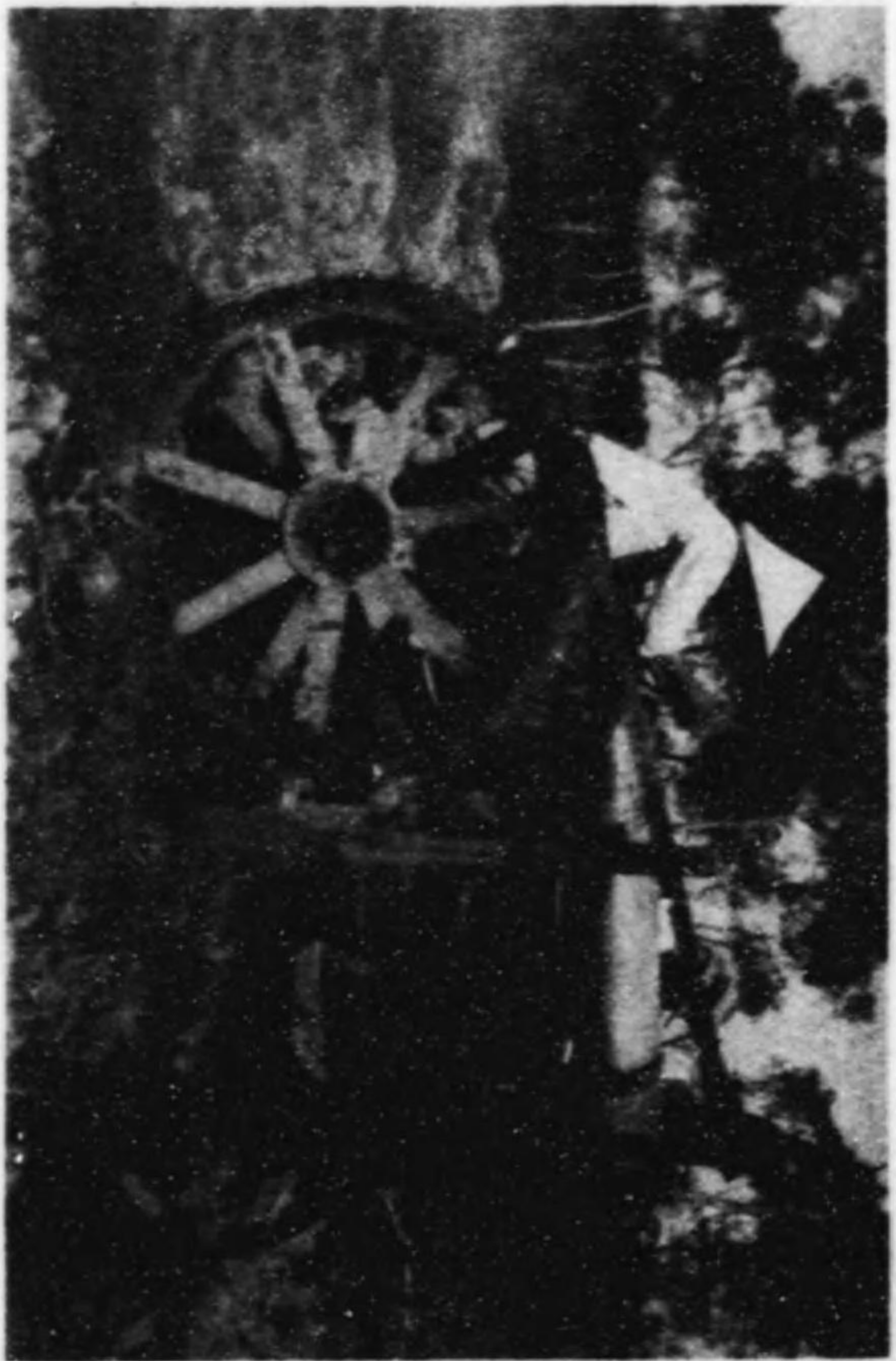
ニ、資産状態



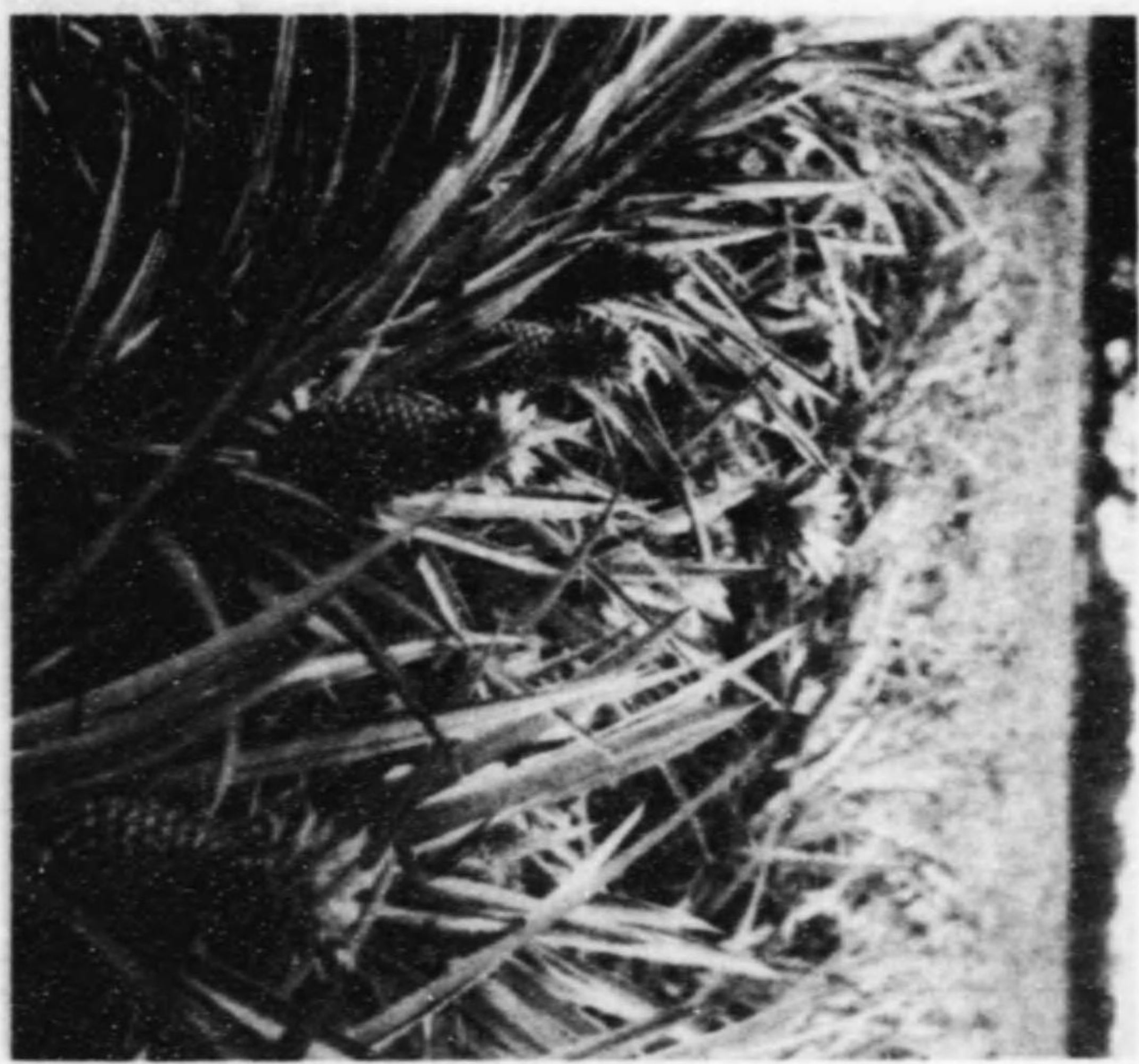
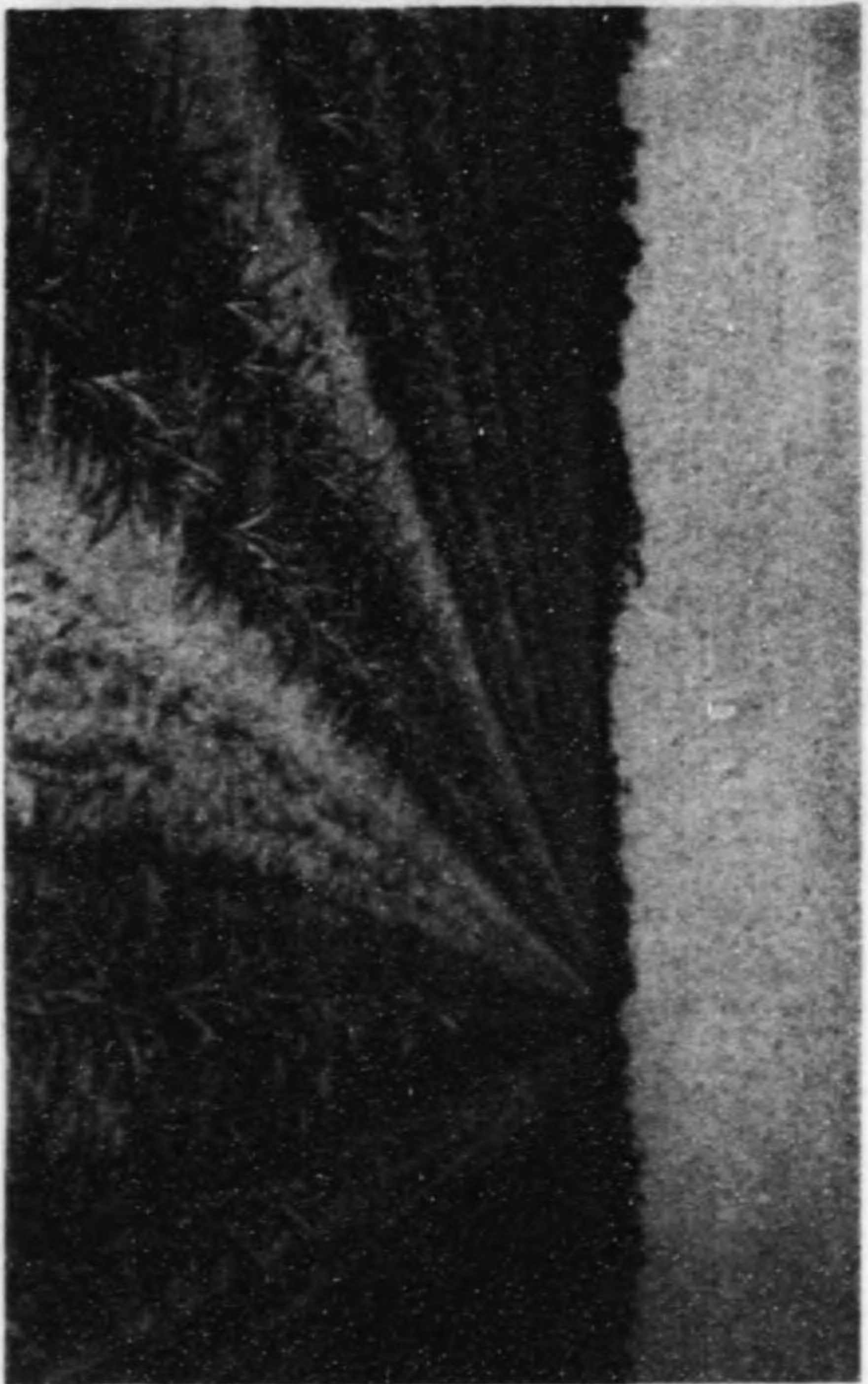
項 目	資 産		負 債	
	金額	部	金額	部
未拂込資本	47,500	資	1,000,000	本
土地	26,217	地		金
建物	30,334	物		金
農具	4,381	具		金
什器	6,385	器		金
有価証券	7,500	券		金
當座預金	33,299	金		金
現金	680	金		金
現植	28,443	植		金
牧畜	1,732	畜		金
貯蓄	25	蓄		金
貯蔵	30,233	蔵		金
未拂込	30,206	未		金
前期繰入金	7,490	金		金
前期繰越損	24,864	損		金
合計	1,043,360	計	1,043,360	計
社員積立金		積	5,488	立
未拂受金		未	38,688	受
当期利益		利	2,626	益
合計		計	1,043,360	計

二、經營記録

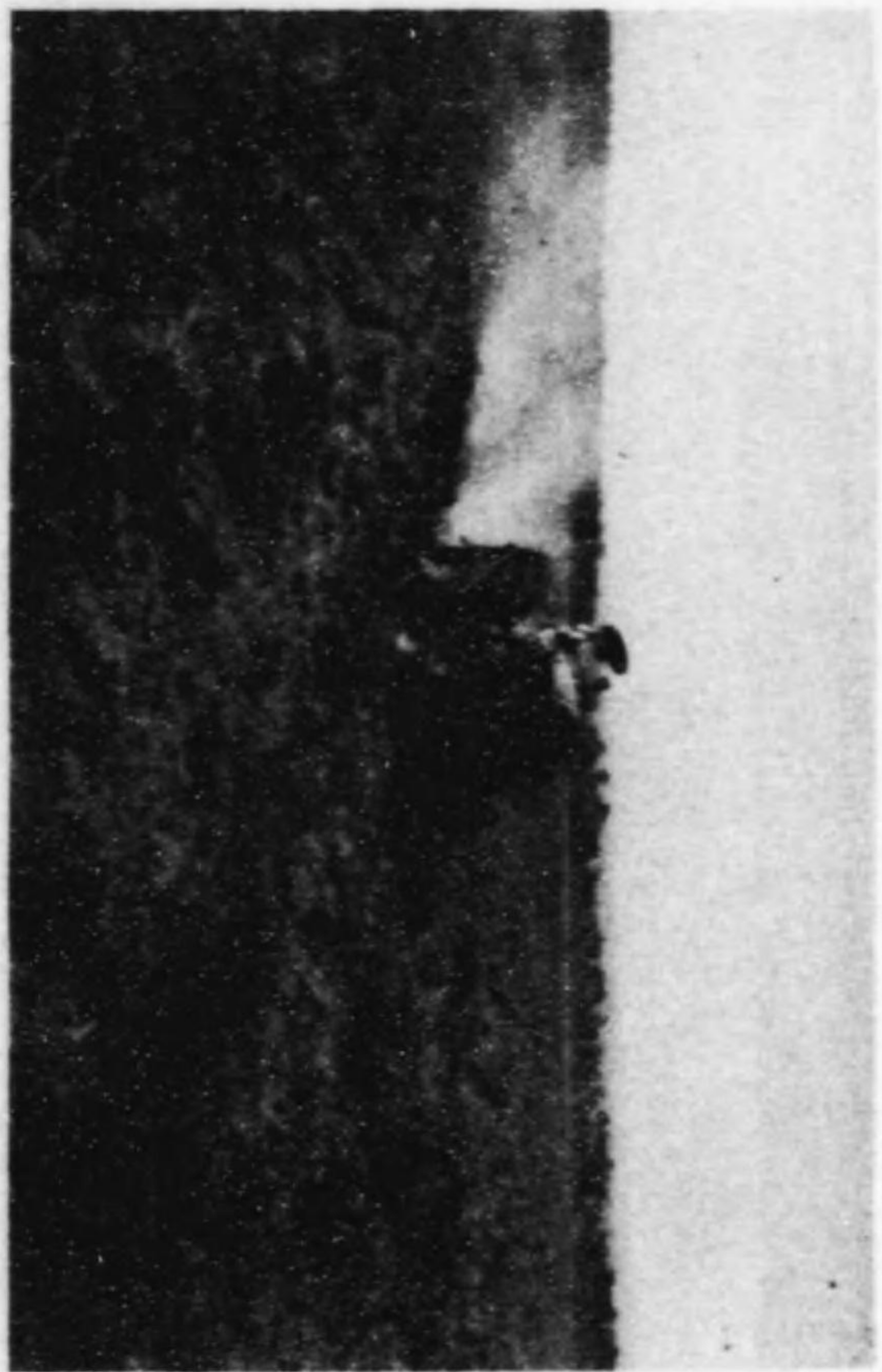
本社は大正十四年七月の創立に係り、同年「スムースカイエン」種鳳梨苗三十萬本を布哇より購入



「ニカカラ」力馬五十二「ソフ」カガ



(右) 植付後の外國種鳳梨園  
(左) 結實せる鳳梨園



業作の「ニカカラ」上同

(一)



し、翌十五年更に二十萬本を輸入して合計五十萬本を植付、爾後農場自産の苗を以て圃場の擴張を行ひつゝあり。當時本島に於ては外國種鳳梨の大規模に栽培せられたる例なかりしを以て、本社は布哇種に對する臺灣風土との關係に付種々の研究を重ね、且在來種の露地栽培等に就ても併せ研究する所あり、其の間幾多の困難に遭遇したるも、同時に栽培に關する信念を確實にする上に於て得る所少なからざりき。

昭和三年期に於ては施肥管理宜しきを得たる結果、果實の平均重量の如きは豫想以上の成績を收めたるも收穫直前の病虫害甚だしかりし爲め、完全果實の收穫數豫定に達せず結局所期の收益を擧げ得ざることゝなれり。之が被害豫防に就ては鋭意研究を爲しつゝある所にして近く被害の絶滅を期せんとす。而して本期の收穫數量は

外國種	二八〇、〇〇〇顆
在來種	一九〇、〇〇〇顆

にして其の新植は

外國種	農場自産	七〇一、五四九本
	總督府種苗養成所配布其他	三五、七五九本
在來種	農場自産	二一、九三五本
計		七五九、二四三本

に達し、從來植付のものと合して期末の植付總數は



外國種	一、五〇七、七七八本	面積	一〇五甲〇五
在來種	四六九、八四三本	同	二五甲六三
計	一、九七七、六二一本	同	一三〇甲六八

となれり、然れども在來種は三箇年間露地栽培試験の結果其の成績良好ならざるを以て、今後は僅少の樹間急傾斜地利用に止め、大面積の新植は之を見合すこととせり。  
尙昭和四年度の結實見込數を示せば左の如し。

外國種	五三三、〇〇〇顆
在來種	三三一、八〇〇顆

當圃場に於ては、從來開墾用として「フォードソントラクター」二十五馬力のもの二臺を使用し來りたるが、同機は耕度及能率に於て缺くる所あり。一面圃場の地味瘠薄にして、從來實地栽培の經驗に徴し、先づ植栽前に於て土壤の改良を爲すの最も急務なることを確むるに至れるを以て、本期更に獨逸製百十馬力の「ステイームブラオ」一組を購入し、植付前土地の深耕を行ひ、之に綠肥を栽培して地味を肥沃ならしむることに努力しつゝあれば、今後の植栽に付ては一層良好なる成績を擧ぐるに至るべし。

將來の經營計畫として、圃場は昭和八年度を以て完成せしむる豫定にして、完成の曉に於ける土地利用及果實收穫狀態の豫想を示せば左の如し。

土地利用狀態豫想

スミスカイエン栽培地	八八四甲六三五
在來種鳳梨栽培地	六六甲二〇五七
林野(竹林及想恩樹)	七一甲三三八〇
建物敷地	九甲五四五八
水田	〇甲四三三六
合計	一、〇三二甲一五八二

外國種鳳梨生産豫想

栽培總面積	八八四甲 (五分の二は未結實)
收穫地面積	五三〇甲 (甲當二萬本植付)
甲當結實數	三〇噸 (約一六、〇〇〇顆)
總結實數量	一五、九〇〇噸 (米噸、一噸は我二四一貫九二)
噸當罐詰製品	二五箱
總生産罐詰數	三九七、五〇〇箱 (三封度罐二打入)

而して圃場計畫の進捗に伴ひ、差當り施設すべき問題としては運搬設備の改善を要すべきものあり。更に重要施設として生産果實を消化すべき工場の設置問題あり。即ち果實は現在内外食品株式會社と契約して同社高雄工場に回送し、新式機械に依りて罐詰に製造し、其の一部は當社レツテル「日傘印」を以て市場に販賣せられつゝあるも、將來當圃場産額の増大を見るに至らば、經濟上の見地よりして專屬罐詰工場の必要を生ずるは明かなるが故に、早晚工場の新設又は既設工場の合併等適當なる方策を講せざるべからざるに至るべし。



支出の部

項目	初年度		二年度		三年度		四年度		五年度		計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
苗	200	1,200.00	200	1,200.00	200	1,200.00	200	1,200.00	200	1,200.00	1,000.00
整地	男付男	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
栽種	男	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
草刈	女	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
刈取	男	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
及除草	女	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
堆肥	男	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
大豆	女	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
肥料	男	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
硫酸アンモニア	女	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
硫酸加里	男	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
過磷酸石灰	女	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00	300	300.00
計		2,748.00		2,833.00		2,833.00		2,833.00		2,833.00	12,397.00

収入の部

項目	初年度		二年度		三年度		四年度		五年度		計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
中耕土寄施肥	牛付男	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00
除草	男	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00
除芽	女	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00
果實	男	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00
農具	女	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00
雑作	男	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00
小作	女	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00	200	200.00
支出合計		2,334.00		2,334.00		2,334.00		2,334.00		2,334.00	11,710.00
生果	一等品	100	1,000.00	100	1,000.00	100	1,000.00	100	1,000.00	100	1,000.00
苗	二品	100	1,000.00	100	1,000.00	100	1,000.00	100	1,000.00	100	1,000.00
收入合計		2,334.00		2,334.00		2,334.00		2,334.00		2,334.00	11,710.00
收支差引		100.00		100.00		100.00		100.00		100.00	100.00
平均利益		2,234.00		2,234.00		2,234.00		2,234.00		2,234.00	11,610.00



臺灣鳳梨栽培株式會社

中村喬吉氏 調查

(昭和三年九月)

支出之部

項目	初年目		二年目		三年目		四年目		五年目		合計金額
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
苗代	20000本	1000000	5000補植	250000	5000補植	250000					1050000
苗拔	30人	15000									15000
雜草木石除去	蕃人 50	25000									25000
整地	トラクタ	2360									2360
第一	ブラウ	4165									4165
第二	スレイト	3065									3065
第三	同	3065									3065
第四	同	3065									3065
肥料	安代	4350									4350
植付	費	14100									14100
硫	安代	4350									4350
合計		175000									175000

項目	初年目		二年目		三年目		四年目		五年目		合計金額
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
大豆	60	3800	60	3800	60	3800	60	3800	60	3800	38000
肉粉	24	1680	24	1680	24	1680	24	1680	24	1680	16800
骨粉	30	2100	30	2100	30	2100	30	2100	30	2100	21000
魚粉	30	2100	30	2100	30	2100	30	2100	30	2100	21000
硫酸	800	24000	800	24000	800	24000	800	24000	800	24000	240000
施肥	女 25人	9000	女 25人	9000	女 25人	9000	女 25人	9000	女 25人	9000	90000
中耕	延年 40	14400	延年 40	14400	延年 40	14400	延年 40	14400	延年 40	14400	144000
培土	同 3	1800	同 3	1800	同 3	1800	同 3	1800	同 3	1800	18000
除草	同 3	1800	同 3	1800	同 3	1800	同 3	1800	同 3	1800	18000
果實收穫			女 1	6000	女 1	6000	女 1	6000	女 1	6000	60000
除芽			女 1	6000	女 1	6000	女 1	6000	女 1	6000	60000
農具損料		1000		1000		1000		1000		1000	10000
監督		2000		2000		2000		2000		2000	20000
地代		3000		3000		3000		3000		3000	30000
諸雜費		1500		1500		1500		1500		1500	15000
合計		149000		149000		149000		149000		149000	1490000



収入之部

項目	初年目		二年目		三年目		四年目		五年目		合計金額
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
果實					300	1,575.00	300	1,575.00	300	1,500.00	4,100.00
一等品					150	750.00	150	750.00	150	750.00	2,250.00
二等品					150	750.00	150	750.00	150	750.00	2,250.00
三等品					150	750.00	150	750.00	150	750.00	2,250.00
苗計					500	2,500.00	500	2,500.00	500	2,500.00	7,500.00
合計					1,300	6,375.00	1,300	6,375.00	1,300	6,250.00	19,000.00

收支一覽表

項目	初年目	二年目	三年目	四年目	五年目	合計
支入	1,490.00	2,840.00	3,640.00	6,770.00	6,770.00	34,410.00
支出	1,490.00	2,840.00	3,640.00	6,770.00	6,770.00	34,410.00
差引	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
一箇年平均利益	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

備考

一、整地は「トラクター」を使用するものにて之に要する「ガソリン」、石油、「モビール」、「グリース」並ニ運轉士、助手の給料

を合算せるものなり。而して植付迄には「ブラウ」、「ハロー」、「スレート」三作業を繰返へし四回作業す。

二、果實は噸當一等品七十五圓、二等品四十圓、三等品二十圓なる相場を算定の基礎とせり。

三、果實の收穫量は植付本數二萬本の内、病害蟲其の他の爲め二割缺損、八割結實と看做し此の内一等品五割、二等品二割五分、三等品二割五分とす。

四、苗は結實果實數に對し平均初年目は三倍、二年目四倍、三年目三倍として計上し、苗代は該數年の相場を見越して一本三錢を算定の基礎とせり。

(著者附言)以上の收支計算は、大體に於て現在の狀況を基礎として近き將來の見込を推定せられたものと認めらるゝが、生産苗の収入は一旦該品種の全島の普及を終つた曉に於ては殆んど之を見込む能はざるに至るべく、同時に支出にも之を省略し得ることゝなるであらう。依て假りに苗代の收支を控除して之を検するに

調査者氏名	甲 當 收 支		果實生産高	一 額 當 收 支	
	五年間支出	同 收 支		支 出	入 入
貴島氏調査	2,417.00	5,150.00	4,800.00	5,310.00	1,073.00
中村氏調査	2,236.00	4,100.00	4,800.00	5,050.00	875.00
合計	4,653.00	9,250.00	9,600.00	10,360.00	1,948.00

となる。

現在外國種の生果は、罐詰原料として一圓十錢乃至十五錢、生食用として二十錢乃至四十錢位に



取引せられて居るから、兩氏の賣却價格は是に比して相當内輪の見積りとなつて居る譯である。然し乍ら外國種鳳梨に對する臺灣現下の趨勢より考ふれば、恐らく此の事業は今後急激なる發展を見るであらうと想像せらるゝに依り、其の栽培面積の増加は惹て罐詰製品の供給潤譯となり、勢ひ製品價格の下落を招致すること明なるのみならず、遂には國外市場に輸出して外國製品と販路を争はざるべからざることとなり、自然其の價格も世界的に支配せらるゝに至ることを豫め覺悟すべきもの、否寧ろ之を目標として進むべきものと思はれるので、將來斯業に手を下さんとする者は、現在の如き多額の收益率を夢想すべきに非ざること云ふまでもないが、罐詰原料供給を目的とする大規模のものにあつては、右兩者の収益歩合を更に引下げ、一噸の賣價平均六、七錢とし、尙生産費に於て出來得る限りの節約を加へ、以て價格下落の際に於ても收支の均衡を保ち得る様、健實なる採算を取るべきであらうと思はれる。尤も生食用果實供給を目的とするものは自ら計算の基礎を異にするのであるが、之も成るべくならば罐詰原料價格を目標として進むのが最も安全な途であらう。

(第三例纖維作物)

高雄州恒春郡恒春庄

臺灣纖維株式會社

一、經營概要

イ、組織及代表者 株式會社 社長 赤松 範一 (東京製糖株式會社々長)

ロ、土地及耕作狀態

地 目	所 有 地	耕 作 狀 態
田	一、四二五	
畑	三、三九〇	サイザル栽培、雇入勞力に依る自耕作
山 林	八、八四五	相思樹造林、但し此内多少サイザル試作中
其 他 (宅地其他)	〇、六〇〇	
計	一、七三〇	

ハ、事業成績 (大正十五年中)

收 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
製 品 及 半 製 品	五、六四四	職 員 給 料 及 手 當 (内地人 四名)	四、七五〇
雜 收	六、六六九	備 人 料 (本島人 三名、 一箇月延 三六、〇〇〇人)	三、六〇〇
計	一、二三三	公 業 (來年以後は約六〇〇圓の見込)	二、六二〇
		事 業 費 (原料買收費及燃料費)	八、三二九
		當 期 純 益 金	五、六一五
			九、一六三



備考 当期純益金は繰越損失金の補填に充當せり。

ニ、資産状態

項 目	資 産 部		負 債 部	
	金額	目 額	金額	目 額
未 拂 込 資 本 金	150,000	資 本 金	500,000	
土 地 建 物	309,779	借 入 金	133,723	
機 具 機 械 及 農 具	42,668	補 助 金 (工場機械督府補助)	15,000	
貯 藏 品	22,433	當 期 利 益 金	9,233	
農 場 勘 定 (サイザル草及開墾手入)	124,308	計	657,844	
造 林 勘 定	56,866			
諸 口 (現金、什器、假拂金、出張所勘定)	61,499			
得 意 先 勘 定	61,779			
前 期 繰 越 損 失 金	68,623			
計	657,844			

二、經營記録

元王子製紙社長村田一郎氏の創始したる恒春興農社を繼承したるものにして、大正六年現會社の創立を見大正十五年土地の成功賣渡を受く。網價下落の爲め久しく缺損を繼續したるも最近稍生産費を償ふに至れり。サイザルの收穫は現在

の所産白纖維として甲當最高千三百斤にして、將來千甲内外を經營して、總額百萬斤以上收穫することを目標とす。尙原料買收其の他の方法に依り四、五百萬斤を得れば製網工場を設立し得べし。

第三節 林 業

(第一例護謨及チーク造林)

事務所 高雄州旗山郡杉林庄新社  
本社 東京市四谷區傳馬町一ノ四七

藤倉合名會社

一、經營概要

イ、組織及代表者 合名會社 社長 松本留吉  
ロ、土地及耕作状態 造林事業直營

地 目	所 有 地	出 小 作 地 面 積
田	3,000	3,000
畑	5,000	5,000
山	600,000	
其 他 (宅地其他) 林	305,833	
計	828,833	8,000



ハ、事業成績 (昭和元年中收支)

收 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
小 作 料 收 入 (畑田三甲)	二五 <sup>四</sup>	職 員 給 料 及 手 當 (一丸)	一五 <sup>四</sup>
計	二五 <sup>四</sup>	備 入 務 料 費	五 <sup>〇〇</sup>
差 引 不 足	二八 <sup>五</sup>	公 課 (所有權移轉直後に未納)	一 <sup>〇〇〇</sup>
		計	三 <sup>〇〇〇</sup>

ニ、資産状態

本社に於て經營するを以て不明。

二、經營記録

當所は初め護謨樹の栽培を主とし、併せて熱帯有用樹種の植育を目的とし明治四十五年三月より滿二十箇年の年期貸渡許可を受け事業を開始せり。先是護謨は世界的の商品として事業界に注目せらるゝに至り、邦人にして南洋及臺灣に之が栽培を計畫する者漸く多きを加ふるに至り、殊に本島に於ては官民等しく斯業の發達を希望せる趨勢にありしを以て、此の機運に乗じ該事業の成功を期せんとせるものにして、本社の前身たる藤倉電線護謨合名會社は定款の改正を行ひて植林事業經營

に關する項目を追加し、特に社員を南洋に派して之が栽培状況を視察せしめたり、依て前記土地の許可を受くると共に南洋より取寄せたるバラ及マニホットの種子を以て、大正元年十月より翌二年三月に亘りて苗木を養成し同年五月迄に約四萬本の植付を了せり。植付地は全部焼拂後請負開墾を爲し、徑二尺深一尺五寸の穴を掘り、植付前半年乃至一年間放任して風化せしめ、然る後直營を以て植付を爲せり。

然るに護謨は大正四年以來價格暴落し、斯業の本場たる南洋に於てすら大恐慌を來し事業を中止する者續出する状態となりたるを以て、本島の如きは其の前途樂觀を許さざるものとし、出資社員の大部分は事業の中止を提唱するに至り、遂に護謨栽培事業を廢し續いて藤倉電線護謨合名會社を解散し、同社代表社員たりし松本留吉は自ら南洋視察を爲したる結果、本島に於ては寧ろチーク樹の造林が有望なるものとし、獨り護謨栽培に限らず造林事業が純營利的見地を脱して、國家百年の計に思ひを致すに非ざれば到底成功困難なるを察し、更めて従來の事業地を引受け獨力チークの造林に全力を集中することとし、苦闘四十年電線護謨事業に依り蓄積したる資財を投じ、大正十年五月自己の家族を社員とする藤倉合名會社を組織するに至れり。

而してチークの栽培は前社時代に於ても既に之に著手し相當力を注ぎ來れるものにして、大正元年殖産局より苗木及種子の配付を受け、次で更に舊阿蘇廳及殖産局より種苗を交付せられ、大正三



年には苗木一萬本を植付け、引續き植付を進むる豫定なりしも翌四年附近部落に土匪蜂起し事業上に一頓挫を來せり。

植付作業は穴掘の一部を請負としたる以外總て直營せり。其の苗木養成法は當初、

(一) 砂に種子を混じり適度に熱と水分とを與ふるもの、

(二) 温湯浸漬に依るもの、

(三) 水漬に依るもの、

等の發芽促進法を行ひしが、右は貴重なる種子に對する萬全の策として研究的に試みたるものにして、廣汎なる地積を造林する爲めに總て此の方法と採る時は、苗圃費嵩み且灌漑の不便を伴ふものなるが故に、後には雨期に入りて直接種子を床地に播下する簡便法を採れり。

大正五年以後チークの造林には附近住民を勧誘して造林豫定地の開墾を奨励し、之に對しては小作料を課せず適當の箇所を自由に選定開墾せしめ、其の交換條件として開墾終了と同時にチークを植栽し、之を保護しつつ、約四箇年間々作を爲さしむることとせり。但し造林に關する手入れ管理は之を直營するものとす。斯くて除草其の他の手入れ費を節約し得たるのみならず、樹木成育の成績に於ても普通當地の植栽に比し約二倍の發育率を示し、效果極めて大なるものあり、加ふるに地方民は間作に依り四箇年間無料にて甘藷の收穫を爲し、之を食糧に充當するの外唯一の家庭副業たる養豚

飼料に供する等、相互に裨益する所多大なるを得、惹て兩者の感情を融和する上に顯著なる効果を齎せり。

斯の如くにして大正七年迄に百五十甲歩の造林を行ひたるが、同年不幸にして造林地の一部より火を失し、附近警察官の指揮する數百の壯丁團員及保甲民の死力を盡したる消火作業も其の效なく、既成造林百餘甲歩類焼の厄に遭ひ、一部は灰燼に歸し、一部は再度手入れを施さざるべからざるに至れり。

思ふに本島の造林事業は野火、放牧、年次の暴風雨等恐るべき障害あり、加ふるに本島人の植林觀念に乏しき等の關係にて、長年月に亘り經濟的經營を爲すに非常なる困難あり。殊に這般の野火被害に至りては永年の苦心經營一朝にして烏有に歸し、事業を根底より破壊せられたるの觀ありて、一時は本事業の將來に就て疑念を生ずるに至りたるも、又翻つて之を考ふれば、其の間直接其の衝に當る者の注意周到を缺き、努力の足らざる所ありしも看過すべからざるに想到し、寧ろ之を以て貴重なる試練を経たるものと觀念して、更に捲土重來勇を鼓してチークの造林に専心することとなり。即ち燒跡を利用して益々開墾を奨励し、一面經費を増加して積極的作業を行ひたる結果、大正十四年迄に豫定面積の施業を完成し、現在に於ては其の大半既にチークの鬱蒼たる森林を形成するを得たり。

而して造林地の管理に就ては、以上の體驗に鑑み最も慎重なる方法を探りつゝあり、其の概要を



掲ぐれば左の如し。

(一) 防火線設備

一區を百五十甲歩とし防火線を設備す、防火線の幅員は最少限度十間とし、危険豫想地を二十五間とす。中央六間幅に根株を掘起して掃除を行ひ危険豫想地の幅を二間とす。

(二) 監視員の配置、

(三) 重要地に水の準備を爲す、

今本地域の自然的竝に其の他の一般的情况に付、左に大要を記述すべし。

一 位 置

北緯二十二度五十五分に位し旗山街を距る東方約四里、楠梓仙溪に沿ひ鹽水港製糖會社旗尾製糖所輕便鐵道の終點に當り、附近には總督府營林所旗山殖林所、高雄州農會チーク造林地等ありて社有地は此等造林地の中間に包容せらる。

二 地 勢

本島の脊梁を成せる中央山脈の最高峯新高山麓より南に注ぐ楠梓仙溪と、其の東南側を走る小山脈との中間にありて、概ね三十度乃至五十度の傾斜を爲し、標高最高一、四〇〇尺に達する不整起伏地にして其の間に數條の小溪流を包含す。

三 地質及土壤

地質は第三紀層に屬し土壤は砂質粘土にして厚く、一般に暗黒色を呈する一尺内外の表土を以て被覆せられ、極めて有機質に富む肥沃地なり。

四 氣 象

南部臺灣の一般氣象と同様夏季七、八、九月は雨期にして十一、十二、一、二月は乾燥期に屬し三、四、五、六月は其の中間に當る。雨期は即ち暴風雨期節にして一晝夜の雨量百耗を超過すること珍しからずと雖も、其の有効雨量は低位のものたるを免かれず。冬季乾燥期は南部地方の常として極端なる乾燥を來し、一般には草木枯黃し寂寞荒涼の觀を呈するも、當造林地に於ては叙上の如く地味豊沃にして土層深きを以て乾燥の影響少く、樹木の生氣旺盛し四時濃綠滴るが如き盛容を失わず。風害の點に於ても三面山を以て圍まるゝが故に概して輕微なるも、時々襲來する強度の暴風雨に際しては相當の被害を免れず。

五 衛生狀態

風土病としてマラリヤあるも創業當時に比し漸減の傾向顯著なり。

六 交 通

旗山甲仙埔道路及旗山六龜道路の三交叉點に位し、且前記輕鐵の便あり。殊に近時州道の指定、



地方民の公共出役等に依り道路の改善せらるゝもの多く、自動車の往來をさへ見るに至れり、造林地内の出入は多く小溪流を利用するものとす。

七 勞 力

當地方は人口に對する耕地面積比較的大にして勞力不足するが如きも、農家は副業少きを以て農閑期を利用することに依り勞力の調節は比較的容易なり。尙附近には勤勉なる廣東部落民、從順なる熟蕃部落民等ありて勞働者使役上一層好都合なり。

八 地元民との融和協調

當社は事業經營に方り「如何なる事業も社會より離れて存在すべきものに非ず。」といふを信條とし常に地元民との融和協調を心掛け、殊に其の利害關係には最も考慮を拂ひ、本事業の爲め住民の生活を脅威するが如きことなきを期し、又其の風俗習慣を尊重し進んで精神的並に物質的の援助を惜まず隣保相助の實を養はんことに努力せり。現在に於ては幸にして良く其の効果を發揮し、渾然として彼是融和の状態を繼續しつゝあるは誠に欣喜に堪えざる所とす。以下此の目的に對し當社の實行しつゝある重要事項に就き概要を述べることとすべし。

- (イ) 事務所内に於て國語夜學會を開催し所員自ら教導の任に當ること、
- (ロ) 所員の餘暇を以て地方民に精神的及勞力的援助を爲し又は金品の寄贈を爲すこと、

- (ハ) 社有地を開放し未植林地及既成造林にして被害の虞なき箇所には牛畜の放牧を爲さしめ、薪炭用として地域内野生林木を無償採取せしむるの外、蔬菜園を無償貸與し、苗圃以外の田畑を低率の料金にて其の緣故者に長期賤耕間作を爲さしむ。又造林豫定地の開墾及無償間作を爲さしむる事は曩に記する所の如し。
- (ニ) 總ての地方民には懇切丁寧に接觸し近隣としての交誼を缺がず、常に其の言語動作に注意を怠らざること、
- (ホ) 公平無私の立場に於て各種問題の相談相手となること、

九 土地の利用狀況

施業面積 六〇〇甲

内	譯
チーク造林地	五二九甲
相思樹造林地	二四甲
銀合歡及ゴム造林地	一〇甲
苗圃面積	五甲
防火線面積	二八甲
道路及建物敷地	四甲
除地面積	二一三甲
計	八一三甲



十、チルク發育成績表

年度別	面積	本數	大		小		備考
			樹高	根圍	樹高	根圍	
大正二年	1,000	2,000	4.8尺	3.9尺	4.5尺	3.5尺	大正七年類焼す 同 同 同
三年	1,000	9,000	5.0尺	3.9尺	5.0尺	3.8尺	
四年	7,000	5,136	5.4尺	3.7尺	4.9尺	3.5尺	
五年	30,000	14,398	5.8尺	3.7尺	5.0尺	3.5尺	
六年	25,000	14,837	5.9尺	3.6尺	5.0尺	3.5尺	
七年	32,000	13,103	6.0尺	3.6尺	5.0尺	3.5尺	
八年	17,000	20,302	6.0尺	3.6尺	5.0尺	3.5尺	
九年	44,000	33,764	6.0尺	3.6尺	5.0尺	3.5尺	
十年	44,000	35,133	6.0尺	3.6尺	5.0尺	3.5尺	
合計	595,500	688,190	6.0尺	3.6尺	5.0尺	3.5尺	

(第二例相思樹造林)

事業地 臺南州新化郡楠西庄鹿陶洋  
本社 東京市日本橋區茅場町七  
臺南農林株式會社

一、經營概要  
組織及代表者 株式會社 社長 藤田 四郎  
土地及利用狀態

地目	所有地	利用狀態		摘
		出小作地	小作料	
畑田	5,266.66 <sup>甲</sup>		1,456.66 <sup>甲</sup>	直營相思樹造林、內十二甲四分鳳梨栽培
山	2,695.66 <sup>甲</sup>		1,456.66 <sup>甲</sup>	
其他(宅地其他)林	1,230.66 <sup>甲</sup>		1,456.66 <sup>甲</sup>	
合計	9,192.98		4,370.00	

八、事業成績 (昭和二年期收支)

項目	收入		支出	
	金額	目	金額	目
小作料收入	1,456.66	職員給料手當(内地人)	5,266.66	
預金利息	198	植林費(手入費、防火線雜費)	1,009	
株式配當金	160	鳳梨栽培費(手入及肥料)	2,533	
當期損金	170	鳳梨栽培費(管理費及其他)	659	
計	1,518	前期繰越損金	1,663	
		合計	3,989	
			1,518	



ニ、資産状態

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
未拂込資本金	七五〇〇〇	資本金	五〇〇,〇〇〇
土地及建物	四一四,〇三七	預り金	三三七
預金及証券	一一,〇〇〇	計	五〇〇,三七
当期損失金	一〇五		
計	五〇〇,三七		

二、經營記録

大正元年當時の臺灣製糖會社々長藤田四郎外十數名にて此の地の豫約賣渡許可を受け、龜丹農牧組合を組織して牧畜及造林事業に著手、大正十年組織變更現在に至れり。  
所有地の内農耕地は、元民有地を大正元年乃至五年の間に甲當平均三百圓にて買收したるものとす。

現在相思樹の植付甲當二千本伐採搬出に際しては一本十錢の純益を挙げ得べく、五十甲宛伐採して年額一萬圓を得る計畫なるも、樹價又は炭價の昂上を待ちて處分するを可とすべし。

第四節 牧畜業

(一例)

臺南州新化郡玉井庄九層林

柏尾牧場

一、經營概要

イ、組織及代表者 三名共業 代表者 柏尾具包  
ロ、土地及利用状態

山林五四〇甲大正八年貸渡許可期限二十箇年、内三甲を畑に開墾し薑黃栽培及牛畜飼料用雜作を爲し、山林を放牧場として牧畜業を經營す。

ハ、事業成績 (昭和元年中)

收支區分		項目	數量	單價	金額	記	事
收入	農産物	薑黃	二〇〇〇〇斤	百斤	二二〇〇	作付二甲	
	雜作	乾燥品	二〇〇〇〇斤	百斤	二二〇〇	作付一甲牛畜飼料に供す	
支出	職員手當及事務費	管理人一名			一七四三		
	備料費	飼料	三〇〇〇人	男女平均	〇六	一八〇〇	買入大豆粕、藪、米糠、耕作甘藷、牧草、大豆



收支区分	項目	数量	単價	金額	記	事
差引不足	組合費及農會費			1,500		
		計		5,000		
				2,600		

ニ、資産状態

項目	資産の部		負債の部	
	金額	項目	金額	項目
建物	1,800	出資	3,500	
牛畜 (六〇頭、一頭一〇〇圓)	6,000	金		
繰越損失金	1,700	計	3,500	
計	9,500			3,500

二、經營記録

當牧場は大正八年、二十七箇年の期限を以て山林五四〇甲の貸渡許可を得たるものにして、大正十一年二頭のシンド種牛の貸下を受け約五十頭の黄牛を買入れ、牧場經營を開始したるも、ダニ熱

に罹り又は崖より墜落して死亡するもの多く一、二年内に二十頭に減じたり。其の原因は他地方より移入したる爲め、風土及地形に慣熟せざりしに依るものにして、其の後繁殖したものは此等の故障極めて少く、頭数は漸次増加して一時七十頭に達せり。依て内三十頭を賣却したるも現在(昭和二年末)又六十頭に増加せり。

明三年より毎年増加牛三十頭に及ぶ豫定にして、一頭百圓に賣却するものと見積り年三千圓の收入を挙げ得べし。又昨年七月より搾乳を開始し、現在毎日一斗餘を搾り一合十錢にて玉井、新化方面へ小賣を爲しつゝあり。明年よりは毎日三斗を得らるゝ豫定なれば、販路を臺南方面へ擴張せんとす。此の收入一日三十圓、年額約一萬圓にして、販賣費其の他を控除して約五千圓の収益となるべし。此の外糞黃賣却代年額二千圓を加算して合計收入一萬圓、經營費約五千圓を控除して一箇年五千圓内外の純收入を得らるゝ見込なり。

牧場經營方針としては、地元農民の利益並に慣習を考慮して其の生活上に必要な牧場内の萱草及林木の伐出は無償にて之を認め、外部に賣却する場合にのみ其の代金の半額を納付せしむ。附近營林所又は個人植林地に於ては、極めて嚴格なる取締勵行さるゝに不拘當牧場の處置斯く寛大なる結果、住民は之を徳とし大いに其の感情を緩和し、嘗て牧場内の山火事を見たること無く頗る好成績を齎らしつゝあり。







權利關係	地	域	總面積	開墾地		未墾地			
				田	畑	開墾適地	開墾不適地		
北	北	北	五四三三〇	一四〇〇〇	二八六〇〇	二八〇四六八	二四七六二	五五三三〇	
里	里	里	一一〇八六〇	二五五〇〇	七三〇〇〇	一一五〇〇	九七五〇〇	二二六〇〇	九九七六〇
出願	出願	出願	六〇四四〇				五九八二五	〇六三五	六〇四四〇
新開園	新開園	新開園	三六一九九三	六五〇〇〇	一三五〇〇〇	四二七〇〇〇	一五五〇五二〇	一九三〇七八三	三四八二九七三
野村	野村	野村	五二四七五〇				五二四七五〇		五二四七五〇
鹿野	鹿野	鹿野	三三二五〇〇	〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	二四〇〇〇〇	二〇九〇九九四	五九二三三〇	一一〇三三三〇
池上	池上	池上	四六二二五三	二〇八五〇〇	一八五三〇〇〇	四六四〇〇〇	二〇九〇九九四	二二七五六八八	四三〇八五六三
計	計	計	三三八五二八九三	一〇五九九九	一三三二七三〇〇	一三九四六六五	四八八二四四九二	六四四四六七六	二一三七二六八

内地人移住者讓渡地及小作地狀況

農	村	名	土地讓渡確定戸數	讓渡確定地面積		小作確定地面積		
				田	畑	田	畑	
旭	旭	旭	三					一〇六〇〇〇
鹿野	鹿野	鹿野	二四					四八〇〇〇〇
計	計	計	七七					一五四〇〇〇〇

作付面積 (昭和二年中)

農	村	名	水	陸	甘	甘	豆	蔬	其	計
旭	旭	旭	二九二〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	七五〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇六五〇〇
美和	美和	美和	七五〇〇〇	五六三〇〇〇	四二五〇〇〇	三五〇〇〇	二三五〇〇〇	一八〇〇〇	六五〇〇〇〇	一八九一〇〇〇
鹿野	鹿野	鹿野	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇	五〇〇〇〇	八〇〇〇〇	五四〇〇〇〇
鹿原	鹿原	鹿原	二四九〇〇〇	二四〇〇〇〇	三三六〇〇〇	二五五〇〇〇	三三四〇〇〇	六九〇〇〇	二二一〇〇〇	一五九八〇〇〇
大原	大原	大原	四〇〇〇〇	六二〇〇〇	四〇〇〇〇	四八〇〇〇	四七〇〇〇	二九〇〇	一五〇〇〇	二八〇〇〇〇
雷公	雷公	雷公	一三〇〇〇	三六九〇〇〇	三八三〇〇〇	二七九〇〇〇	二五七〇〇〇	二六〇〇〇	四四〇〇〇	一三六七〇〇〇
月野	月野	月野	二五〇〇〇	一三〇〇〇	一三六〇〇〇	七〇〇〇〇	七八〇〇〇	二六〇〇〇	七二〇〇〇	四二〇〇〇〇
德里	德里	德里	五〇〇〇〇		三七〇〇〇	二〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	〇八〇〇〇	一八〇〇〇	一五二〇〇〇
池高	池高	池高	二九四〇〇〇	五二〇〇〇	一八二〇〇〇	二五〇〇〇〇	八五〇〇〇	四一〇〇〇	三八〇〇〇	三三二〇〇〇
萬池	萬池	萬池	六〇〇〇〇			三〇〇〇〇	一五〇〇〇	〇八〇〇〇	一七〇〇〇	一三二〇〇〇
計	計	計	一五七〇〇〇	一四六三〇〇〇	二二三六〇〇〇	一三三二〇〇〇	二八九〇〇〇〇	三七七〇〇〇	一五二二〇〇〇	九七五五〇〇〇



收穫高

農 村 名	水 稻		甘 蔗		甘 藷		豆 菽 類		蔬 菜		其 他		計
	石	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	
旭美村	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇	四、四一〇〇〇	七〇〇〇	一〇、一〇〇〇〇	九〇〇〇〇	二、三三〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	九、八一〇〇〇	二、三三〇〇〇	一、九二〇〇〇	一九、九二〇〇〇	
鹿野村	一、三三〇〇〇	九、五〇〇〇	三、六八〇〇〇	一〇、一〇〇〇〇	五、二五〇〇〇	三、五〇〇〇〇	二、七〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	一、六三二七〇	一〇、一五五〇〇〇	
大原村	一、四〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	九、〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	七、四〇〇〇〇	七、四〇〇〇〇	五、四八六〇〇	五、四八六〇〇	
雷野村	一、八〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇	七、〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	三、七〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	三、七〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	二、六八五〇〇	二、六八五〇〇	二、二六九〇〇	二、二六九〇〇	
德里村	一、九〇〇〇〇	四、三〇〇〇〇	五、九〇〇〇〇	二、四〇〇〇〇	一〇、五〇〇〇〇	五、四〇〇〇〇	二、〇八〇〇〇	二、八七五〇〇	一、九六〇〇〇	二、八七五〇〇	三、〇一三〇〇	一〇、五六一〇〇〇	
池上村	一、二〇〇〇〇	一〇、〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	三、五〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	六、一〇〇〇〇	七、五〇〇〇〇	九、六八〇〇〇	一、八八〇〇〇	
萬計	二、四〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	八、四〇〇〇〇	一、〇九〇〇〇	一、〇九〇〇〇	一、〇一六五〇	四、五三三〇〇	三、一〇〇〇〇	六、七四〇〇〇	六、七四〇〇〇	三、一〇〇〇〇	一〇、一四三〇〇	

備考 收穫合計價格算出單價左の如し

一、水 稻 穀石當 七、五〇〇より 一、一〇〇〇

一、陸 稻 同 七、五〇〇より 一、一〇〇〇

一、甘 蔗 千斤當 三、五〇〇より 三、八五〇

一、甘 藷 百斤當 〇、八〇〇より 一、〇〇〇

一、豆 菽 類 石當 四、〇〇〇より 一〇、〇〇〇

事業成績

(自大正十五年七月一日損益計算書  
至昭和二年六月三十日)

收 入 之 部		支 出 之 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
購 付 金 利 息	七、九六九五	舊 逃 亡 移 民 貸 付 金 償 却 金	一、九一〇、九四
家 賃	九、七〇〇〇	合 計	一、九一〇、九四
逃 亡 移 民 水 牛 代 及 牛 皮 代	七、七九九		
雜 金	三、九一〇	前 期 繰 越 損 失 金	三、三〇、四五
合 計	一八、七三九九	後 期 繰 越 損 失 金	三、三三、九四
差 引 當 期 損 失 金	三、七〇三五		

資産状態

(昭和二年六月三十日現在貸借対照表)

資 産 之 部		負 債 之 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
土 地	六、五八七三	株 金	五、〇〇〇、〇〇
建 物	一〇、一九四九九	使 用 人 義 務 貯 金	二、六五九八
電 話 器 具	四、六〇八四		
什 器 具	一〇、一七五二		
農 具	一、七三二九		



年次	種別	戸数	人口	資 産 之 部		負 債 之 部	
				目 額	目 額		
大正六年末	内地人 本島人 蕃人	一五四	五五五	貸付金	三、四八五、四〇七	使用人別途預金	六、七四六、六
				假借金	七、四二九、五四四	借入金	三、一四三、三六一、四四三
開墾別墾	權勘勘	—	—	開墾金	一、三二一、五九三、六七	假借金	—
				開墾金	五、七三七、七四三	受入金	—
現預金	—	—	—	現預金	四、七七八、九〇二、四	未拂金	—
				未拂金	—	未拂金	—
前期繰損	—	—	—	前期繰損	—	前期繰損	—
				前期繰損	—	前期繰損	—
当期損失	—	—	—	当期損失	—	当期損失	—
				当期損失	—	当期損失	—
合計	—	—	—	合計	三、七〇三、三	合計	三、七〇三、三

ホ、移民状況

各年別移民戸口

年次	種別	戸数	人口
同 七年末	内地人	一六	七三
	本島人	一六	五八三
同 八年末	内地人	二〇	八三
	本島人	二七	八四三
同 九年末	内地人	二七	五九〇
	本島人	二七	三三
同 十年末	内地人	二七	七三
	本島人	二七	五九〇
同 十一年末	内地人	二七	三三
	本島人	二七	五九〇
同 十二年末	内地人	二七	三三
	本島人	二七	五九〇
同 十三年末	内地人	二七	三三
	本島人	二七	五九〇

(1011) 括弧内は短期移民を示す



内地人、本島人及蕃人合計	計		萬安		池上村	德高班		里壠		月野村	雷公火	大原村	宛察			
	合計	蕃人	蕃人	本島人	本島人	蕃人	本島人	蕃人	本島人	蕃人	本島人	蕃人	本島人			
二八三	一九三	二四	一六九	三	四	三六	五	二	九	二	一	四八	九	六	二七	一
一、二八四	八三四	一三七	六九七	一九	二五	一四二	二五	一〇	五七	五	二〇一	四五	三一	一三〇	九	

内地人	人		同	昭 和 元 年 末	大 正 十 四 年 末	年 次	種 別	戶 數	人 口	摘 要
	鹿野村	旭村								
鹿野村	旭村	計	同	昭 和 元 年 末	大 正 十 四 年 末	年 次	種 別	戶 數	人 口	摘 要
六	三〇	九〇	同	昭 和 元 年 末	大 正 十 四 年 末	年 次	種 別	戶 數	人 口	摘 要
二八	八六	四五〇	同	昭 和 元 年 末	大 正 十 四 年 末	年 次	種 別	戶 數	人 口	摘 要
	一六	五七	同	昭 和 元 年 末	大 正 十 四 年 末	年 次	種 別	戶 數	人 口	摘 要
		一二二	同	昭 和 元 年 末	大 正 十 四 年 末	年 次	種 別	戶 數	人 口	摘 要
		二七一人	同	昭 和 元 年 末	大 正 十 四 年 末	年 次	種 別	戶 數	人 口	摘 要



衛生状態 (昭和二年中)  
患者及死亡者總數

農 村 名	風 土 病		傳 染 病		流 行 病		其 他	
	患者延人員	死亡	患者延人員	死亡	患者延人員	死亡	患者延人員	死亡
旭村	六	二			五	一	五	一
美和村	四				三		三	
鹿野村	一五三七	一			七六四		七六四	
鹿察村	三九四九	一			一六六		一六六	
大原村	五五〇	一			三三		三三	
雷公村	三				二〇		二〇	
月野村	二六	二			四		四	
里高班	四				六		六	
德里高班	一三九〇	一			一三九		一三九	
池上村	九				一		一	
萬安村	二二五八	八			五三		一〇八五	二
計								

農家一戸平均收支調 (本島人の部)

農 村 名	種 族 別		農 作 物 收 入	副 業 收 入	勞 銀 收 入	雜 收 入	計
	收入	支出					
旭村	本島人	四五〇〇	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇	五七五〇	
美和村	本島人	三六五〇	二五〇〇	八〇〇	一五〇〇	三六〇〇	
鹿野村	本島人	二六五〇	五〇〇〇	一八〇〇	二五〇〇	三七〇〇	
鹿察村	本島人	四三〇〇	五〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇	四九〇〇	
大原村	本島人	四〇〇〇	五八五〇	三〇〇〇	一八六一	五二七四	
雷公村	本島人	三五一〇	四五一〇	二二六〇	一五八〇	三九六〇	
月野村	本島人	二四一八	九〇九	二九一〇	一〇三〇	三六二八	
里高班	本島人	三三六〇	三九五〇	二九七〇	二〇〇〇	四三二〇	
里高班	本島人	三〇五〇	八〇〇	二四〇〇	一六〇〇	二七九〇	
里高班	本島人	二〇五〇	五〇五〇	二四〇〇	一〇〇〇	三四九〇	
德里高班	本島人	二〇〇〇	三〇八五	六〇五〇	一五〇〇	三二三五	
池上村	本島人	五四〇〇	一五〇〇	六〇〇〇	四五〇〇	七四〇〇	
萬安村	本島人	一三〇〇	六〇〇	六五五〇	一〇〇〇	三七五〇	
計							



農 村 名	種 族 別	支 出										收 支 計 費	生 計 費	經 營 費	雜 支 出	計		
		旭 村	美 和 村	鹿 野 村	鹿 察 村	大 原 村	雷 公 火 村	月 野 村	里 壠 村	德 高 班 村	池 上 村						萬 安 村	
旭村	本島人	2000	2480	3270	3600	3700	2760	1980	3750	3600	2000	2500	2000	2000	2000	2000	2000	5800
美和村	本島人	2300	3290	3950	3300	4900	3260	2800	4500	2800	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	5000
鹿野村	本島人	3270	3600	4000	3600	4300	2900	3500	4500	2800	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	7400
鹿察村	本島人	3600	4000	4500	3900	5000	3300	4000	5000	3000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	5200
大原村	本島人	4300	4900	5500	4500	6100	3600	4500	5500	3500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	7700
雷公火村	本島人	3700	4300	4800	3800	5200	3200	4000	5000	3000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	5400
月野村	本島人	2760	3260	3900	3300	4100	2900	3600	4500	2500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	4700
里壠村	本島人	1980	2800	3500	2800	3750	2600	3300	4000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	4300
德高班村	本島人	3750	4500	5000	4000	5500	3500	4500	5500	3500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	5900
池上村	本島人	2000	2800	3500	2800	3800	2600	3300	4000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	4300
萬安村	本島人	2500	3200	4000	3000	4000	2800	3500	4500	2500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	3700
		2000	2400	3000	2400	3200	2200	2800	3500	2200	1800	1800	1800	1800	1800	1800	1800	3200

備考 内地人の分は本編第二章に掲ぐ

農家一戸平均資産負債調 (本島人の部)

農 村 名	種 族 別	資 産										貯 金 現 金	貯 金 貸 付	土 地 家 屋	器 具 什 物	貯 藏 品	未 收 金	損 失 金	計
		旭 村	美 和 村	鹿 野 村	鹿 察 村	大 原 村	雷 公 火 村	月 野 村	里 壠 村	德 高 班 村	池 上 村								
旭村	本島人	3500	3300	3800	3500	4200	3000	4000	3000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	3500
美和村	本島人	3300	4200	4800	3800	5500	4000	6000	4000	3000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	5300
鹿野村	本島人	4000	4500	5000	4000	5500	4500	6500	4500	3500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	7000
鹿察村	本島人	3800	4500	5000	4000	5500	4500	6500	4500	3500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	6000
大原村	本島人	4200	4800	5500	4500	6500	5000	7500	5500	4000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	8000
雷公火村	本島人	3000	3500	4000	3000	4500	3500	5000	4000	3000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	4500
月野村	本島人	2200	2800	3500	2500	4000	3000	4500	3500	2500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	3500
里壠村	本島人	1800	2500	3200	2500	3500	2500	4000	3000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	3000
德高班村	本島人	4000	4800	5500	4500	6500	5000	7500	5500	4000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	7500
池上村	本島人	2500	3200	4000	3000	4500	3500	5000	4000	3000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	4000
萬安村	本島人	3000	3800	4500	3500	5000	4000	5500	4500	3500	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	4500
		2000	2400	3000	2400	3200	2200	2800	3500	2200	1800	1800	1800	1800	1800	1800	1800	1800	3200























































同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同																				
大正六年	大正五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三八〇〇〇	四〇〇〇〇	四一〇〇〇	三三三〇〇	三九〇〇〇	二六〇〇〇	三〇〇〇〇	三二五〇〇	三七八〇〇	三〇八〇〇	三五〇〇〇	三九〇〇〇	四三〇〇〇	二五〇〇〇	三七七〇〇	三九〇〇〇	四一五〇〇	四二〇〇〇	四一〇〇〇	四〇〇〇〇	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
高木喜次郎	田中梅吉	田中辰吉	田中辰吉	田中辰吉	田中辰吉	吉田八郎	吉田之助	吉田太助	横尾金太郎	川野元三郎	川野三郎	川野萬藏	川野太藏	藤野小太郎	藤野新一郎	奥野梅太郎	大谷富太郎	大石進	沖山福五郎	
熊本	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同																			
大正四年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	三五〇〇〇	四〇〇〇〇	三八〇〇〇	三二五〇〇	三八〇〇〇	三六〇〇〇	三九〇〇〇	四〇〇〇〇	三六〇〇〇	四〇〇〇〇	三七〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三五〇〇〇	三五〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三六〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
井上新一郎	伊藤元次	伊藤清次	伊藤角次	片山五郎	伊藤源太郎	仙波勘三郎	仙波卷一郎	品川友次郎	品川友次郎	宮崎友次郎	溝淵半次郎	清水甚次郎	貞島德吉	手塚藤吉	手塚萬吉	香浦千太郎	藤浦太助	藤本勝平	前川元次郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同



















同	蘇澳郡蘇澳庄白米澳	大正元年	及所有地	其他	三七〇〇〇	園果	關竹		
同	同	昭和二年六月	同	畑田	一〇〇〇〇	同	五十嵐重四郎		
同	庄新城字武老坑	大正十五年	小作地	畑田	三八〇〇〇	同	吉村健吉		
同	羅東郡三星庄月眉	大正一十一年	所有地及	畑田	二〇〇〇〇	果樹園	三枝惣太郎		
同	冬山庄員山	明治四十二年	所有地	畑田	二〇〇〇〇	農	小林林藏		
同	文山郡石碇庄乾溝	大正二年	同	畑田	二〇〇〇〇	同	佐藤茂樹		岡山
同	新竹州桃園郡龜山庄新路坑	大正十四年	小作地	畑田	二一七〇〇	果樹園	山中務		
同	中壠郡楊梅庄大金山下	大正十四年三月	所有地	畑田	〇一〇〇〇	園果	山中務		
同	觀音庄新坡字張厝	大正十三年二月	小作地	畑田	五五〇〇〇	園果	神戶正作		
同	竹南郡後龍庄後龍	大正十四年十月	所有地及	畑田	〇六〇〇〇	農	南千助		
同	南庄	明治四十年二月	所有地	畑田	三〇三〇〇	造同	民家壽名衛門		
同	苗栗郡苑裡庄苑裡	昭和二年二月	同	畑田	三〇〇〇〇	造同	湯本矢太郎		
同	新竹郡香山庄香山坑	明治四十年	同	畑田	三〇九〇〇	造同	岩崎英作		
同	關西庄石岡子	大正十四年	所有地及	畑田	〇八三〇〇	園果	菊池三五郎		
同	大湖郡卓蘭庄內灣	明治三十九年	管小理地	山林	九二五〇〇	造同	山田昌次		熊本

同	臺東廳鹿野區鹿寮	大正六年	利土關係	經營地面積	八三九〇〇	農	石野淺五郎	新	籍
同	同	大正五年	同	同	五〇〇〇〇	同	大瀧利一	同	
同	同	大正六年	同	同	四九〇〇〇	同	太田富作	同	
同	同	同	同	同	六五〇〇〇	同	橫尾德次郎	同	
同	同	同	同	同	三八〇〇〇	同	武田忠太郎	同	
同	同	同	同	同	一五〇〇〇	同	中村時治	同	
同	同	同	同	同	一五〇〇〇	同	武田忠太郎	同	
同	同	同	同	同	三五〇〇〇	同	村山成平	同	
同	同	同	同	同	二六〇〇〇	同	小山三平	同	
同	同	同	同	同	二六〇〇〇	同	佐藤修平	同	
同	同	同	同	同	二九〇〇〇	同	佐藤松次郎	同	
同	同	同	同	同	三二八〇〇	同	北島梅作	同	
現住地	臺北州七星郡北投庄北投八八	大正三年八月	利土關係	經營地面積	一五〇〇〇〇	農	川波左衛門		

(三) 個人自由植民







(四) 資本的拓殖企業者

所 在	事業開始年月	土地關係	經營地面積	主業	會社名又個人名
臺北州羅東郡羅東街羅東	大正四年	所有地	山林 七〇〇	山林	宜蘭殖產株式會社
新竹州中縣郡中壠	大正八年	同	其他 二九七 田 三三三 畑 三九九	拓殖	日本拓殖株式會社
臺中州大屯郡西屯庄	明治四十二年	同	山林 二〇〇 畑 一〇〇	園藝	神原辻太郎
同 北斗郡二林庄	同	同	其他 一八〇 畑 八〇	農	三五公司源成農場
同 竹山郡竹山庄竹園子	明治四十三年	同	其他 二四三 山林 三三六	竹林	三菱臺灣竹林事務所
臺南州嘉義郡番路庄	昭和二年	同	山林 五六	鳳梨	內外食品株式會社
同 新豐郡龍崎庄中坑子	大正十四年	同	山林 三〇	山林	富地近思
同 新化郡左鎮庄	大正四年	同	同	同	臺南拓殖株式會社
同 楠西庄鹿陶洋	大正元年	同	同	同	臺南農林株式會社
同 庄荃菜宅	大正三年	所有地及	田 一〇〇 山林 一〇〇	同	渡邊雅太郎 (東京興農園第三農場)
同 玉井庄九層林	大正八年	許可地	山林 五〇	牧場	柏尾牧場
同 新營郡白河庄竹子門	明治四十二年	所有地	山林 六〇	山林	金子熊吉

同 虎尾郡崙背庄施厝寮	昭和二年	所有地及	畑 一〇三	農	淺井農場
高雄州恒春郡恒春庄	大正六年	所有地	田 三六 山林 八六	鳳梨栽培	臺灣纖維株式會社
同 鳳山郡大樹庄溪埔	明治四十四年	所有地及	田 一〇四 山林 一〇三	山林	拓南社
同 鳳山街鳳山	大正九年	所有地及	畑 三	鳳梨栽培	阿辻商會
同 同街新庄子	明治四十五年	所有地及	同	同	橋本安博
同 屏東郡屏東街	大正四年	所有地及	山林 一七五 其他 一八六	山林	臺陽殖產株式會社
同 鳳山郡大樹庄九曲堂	明治三十九年	同	其他 三五	鳳梨栽培	濱口鳳梨株式會社臺灣事務所
同 旗山郡旗山街手巾寮	明治四十二年	同	田 二一八 山林 一七〇	農	三五公司南隆農場
同 鳳山郡烏松庄	明治四十三年	所有地	田 三〇〇 山林 三〇〇	同	藤井直喜
同 潮州郡內埔庄	大正十四年	同	畑 一〇三	鳳梨	臺灣鳳梨栽培株式會社
同 旗山郡田寮庄牛稠埔	同	許可地	山林 三六	山林	富外地近思
同 杉林庄新社	明治四十四年	所有地	山林 六四	山林	藤倉合名會社
臺東廳臺東街	大正元 組織變 大正十二 年更年	所有地	同	拓殖	臺東開拓株式會社



附錄二 關係法規

二五八

(一) 移住獎勵要領 (大正六年六月府議決定)  
(昭和三年三月改正)

第一條 臺東及花蓮港廳下ニ於テ農民ヲ移住セシメ開墾ニ從事スル起業者又ハ内地人タル農業者ニシテ自ラ農業ニ從事スル者及其ノ團體ニハ必要ニ應シ本決定ニヨリ保護ヲ與フルコトアルヘシ

第二條 保護條項ハ凡ソ左ノ通トス

一 移住者ノ現住地ヨリ移住地ニ至ル汽車及汽船賃ハ五割引トス但シ臺灣總督府ノ交付シタル割引券ヲ提示スルコト

二 移住者(妻帶者ニ限ル)ノ居住スヘキ家屋建築費ノ半額以內ヲ補給スルコト

家屋建築後三年未滿ニシテ天災其ノ他不可抗力ニ依リ亡失壞破シタルトキハ尙一回ニ限り前項ノ補給金ヲ交付スルコト

三 移住者ノ移住後五年間風土病及流行病ノ豫防並治療ノ爲ニ要スル藥價ノ半額以內ヲ補給スルコト

移住後五年ヲ經過シタル者ニ對シテモ官ニ於テ必要アリト認メタルトキハ尙適當ノ時期迄前項ノ補給ヲ爲スコト

四 移住者ノ所有ニ歸スヘキ開墾成功地ニ對シ一甲ニ付三十圓以內ノ開墾費ヲ補給スルコト

五 移住地ニ於テ灌漑排水其ノ他土地改良ニ關スル施設並官ニ於テ特ニ必要ト認メタル施設ヲ爲サントスルトキハ其ノ費用ノ半額以內ヲ補給スルコト

第三條 命令條項ハ凡ソ左ノ通トス

一 起業者ハ移住者ノ爲メニ醫療所ヲ設ケ醫師ヲ置キ衛生及醫療ヲ掌ラシメ並風土病ノ防遏ニ從ハシムルコト但シ移住者ニ對スル醫藥料手術料及處置料ハ實費ノ外徴收セサルコト

二 起業者ハ移住者一戸ニ付土地一甲以上ヲ讓渡シ及二甲以上ノ永小作權ヲ附與スルコト

三 起業者カ移住者ニ讓渡スヘキ土地ノ代金ハ直接開墾ニ要シタル實費ヨリ第二條第四號ノ補給金ヲ控除シタル額以內トシ無利息十箇年賦ヲ以テ移住者ヲシテ支拂ハシメ代金完納ノ上ハ直ニ土地ノ讓渡ヲ爲スコト

四 起業者ハ成墾後官ノ承認ヲ受ケテ移住者ニ對スル讓渡地、小作地及讓渡價格ヲ決定スルコト但シ右決定以前ニ於テハ移住者ヨリ土地ノ使用料ヲ徴收セサルコト

五 移住者ヲ居住セシムヘキ家屋ハ讓渡又ハ小作セシムヘキ土地內ニ於テ一戸ニ付一棟ヲ建築シテ無償貸與シ建築實費ノ內ヨリ第二條第二號ノ補給金額ヲ控除シタル額以內ヲ移住後第四年目ヨリ無利息十箇年賦ヲ以テ支拂ハシメ代金完納ノ上ハ直ニ之ヲ讓渡スルコト

家屋貸與期間中天災其ノ他不可抗力ニ依リ亡失壞破シタルトキハ官ノ指定期限內ニ再築スルコト

二五九



ト但シ讓渡ノ方法ハ前項ニ同シ

前項亡失ノ家屋カ官ノ補給金ヲ受ケタルモノナル場合ハ家屋代金ノ支拂ヲ免除セシムルコト

六 起業者灌漑施設費ノ補給ヲ受ケタル場合ニハ讓渡地又ハ小作地内ニ於テ相當水田耕作ヲ爲サシムルコト

前項ノ水田ハ農村區劃毎ニ移住者各戸ノ耕作地域及面積ヲ定メ官ノ承認ヲ受クルコト

七 灌漑施設ニ對シ起業者カ移住者ヨリ使用料ヲ徵收スル場合ニハ官ノ承認ヲ受クルコト

八 移住者中善良ナル風俗ヲ害シ又ハ公安ヲ紊ルノ虞アリト認メタル者アルトキハ起業者ノ費用ヲ以テ本籍地ニ送還セシムルコトアルヘシ

九 移住者中天災又ハ病氣等ノ爲窮困ニ陥リタル者アルトキハ起業者ハ相當ノ救濟ヲ爲スコト

十 起業者ト移住者トノ間ニ締結スヘキ移住契約、土地及家屋ノ讓渡契約並小作契約ハ豫メ總督ノ認可ヲ受クルコト

十一 工事費ノ補給ヲ受ケタル家屋、灌漑排水路及其ノ他ノ設備ハ官ノ承認ヲ受クルニ非サレハ讓渡スルヲ得サルコト

十二 官ニ於テ事業ノ内容ヲ監査セントスルトキ又ハ必要書類ノ提出ヲ命シタル場合之ヲ拒ムコトヲ得ス

十三 前各號ノ外官ノ必要ト認ムル命令條項ハ其ノ都度追加ス

第四條 第二條ノ保護ヲ附與スル時期ハ左ノ通トス

一 割引券ハ移住ノ際之ヲ交付スルコト

二 藥價補給ハ毎年一月ヨリ十二月迄ノ分ヲ翌年三月末迄ニ交付スルコト

三 開墾費補給ハ成墾地ニ對シ其ノ都度之ヲ交付スルコト

四 家屋建築費補給ハ建築著手ノ際又ハ著手後之ヲ交付スルコト

五 灌漑排水其ノ他土地改良ニ關スル施設費並官ニ於テ特ニ必要ト認メタル施設費補給ハ工事著手ノ際又ハ著手後之ヲ交付スルコト但シ一工事ニシテ兩年度以上ニ亘ル場合ハ竣功豫定程度ニ應シテ分割交付スルコトアルヘシ

第五條 命令條項ニ違背シ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者及誘惑ノ手段ヲ以テ移民ヲ欺罔シ又ハ他ノ募集收容シタル移民ヲ誘致シタル者ハ保護ノ指令ヲ取消シ既ニ交付シタル保護金ハ之ヲ返納セシムルコトアルヘシ

(二) 臺灣官有森林原野及產物特別處分令 (明治二十九年九月二十三日勅令第三百十一號)

改正 明治三十二年第二九一號、三六年第一七號、四三年第四三七號、大正二年第九六號、四年第八三號

朕臺灣官有森林原野及產物特別處分令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム



## 臺灣官有森林原野及其產物特別處分令

第一條 臺灣總督ハ左ノ場合ニ限リ官有森林原野及其ノ產物ヲ競争ニ附セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡

シ又ハ賣渡スコトヲ得

一 官廳又ハ公共ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡シ及其ノ建築材料ヲ賣渡スト  
キ

二 開墾若クハ牧畜ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡ストキ

但森林原野ヲ賣渡スニハ其ノ買受豫約人ニ於テ豫定ノ事業ヲ成功シタル後ニ限ル

三 鑛業ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ建築材料又ハ薪炭材ヲ賣渡ストキ

四 植樹ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡ストキ

但森林原野ヲ賣渡スニハ其ノ買受豫約人ニ於テ豫定ノ事業ヲ成功シタル後ニ限ル

五 非常ノ災害ニ罹リタル地方人民ノ爲メ建築材料ヲ賣渡ストキ

六 部分木ヲ仕付人ニ賣拂フトキ

七 從來ノ慣行ニヨリ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石ヲ賣渡ストキ

八 地籍調査ニ依リ發見シタル開墾地ヲ其ノ開墾人ニ賣渡ストキ

八ノ二 林野調査ノ査定前慣行ニ依リ開墾、牧畜若ハ植樹ノ爲メ森林原野ヲ使用シ又ハ森林原野ノ

重要產物ヲ採取シタル者ニ其ノ森林原野ヲ賣渡ストキ

九 建築其ノ他ノ用ニ供スヘキ土石ヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ其ノ發見人ニ賣渡ストキ

十 季節アル生産物ヲ賣拂フトキ

十一 開墾牧畜若クハ植樹ノ爲メ貸渡シタル森林原野ノ區域内ニアル產物ヲ其ノ借受人ニ賣拂フ  
トキ

十二 林業附帶ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ產物ヲ賣渡ストキ

十三 部分方法ニ依リ林產物製造ノ爲メ其ノ原料ヲ請負人ニ賣渡ストキ

十四 見積借地料一箇年金二百圓ヲ超エサル森林原野ヲ貸渡ストキ

十五 見積代價六百圓ニ超エサル主副產物ヲ賣拂フトキ

十六 河海沼湖濠池ノ埋立ニ要スル土石ヲ賣渡ストキ

十七 樟腦製造ノ爲メ樟樹若ハ其ノ他ノ木竹ヲ賣拂フトキ

十八 伐採期ニ達シタル蕃地ノ林野ノ產物ヲ林業ノ經驗ヲ有シ且相當ノ資産アル者ニ限リ賣拂フ  
トキ

十九 セメント又ハ石灰製造ノ爲メ土石ヲ賣拂フトキ

第二條 臺灣總督ハ競争ニ附シタル物件ノ豫定價格ニ達セス該入札ヲ取消シタル場合ニ於テ爾後三



十日以内ニ豫定價格ヨリ低カラサル代價ヲ以テ同一物件ノ拂下若クハ貸下ヲ望ムモノアルトキハ  
隨意之ヲ賣渡若クハ貸渡スコトヲ得

第三條 臺灣總督ハ森林保護ノ爲メ必要ト認ムルトキハ制限ヲ附シ地元人民ニ森林ノ副産物ヲ無料  
ニテ採取セシムルコトヲ得

第四條 臺灣總督ハ森林手入ノ爲メ採取シタル産物ノ全部又ハ一部ヲ手入料トシテ下付スルコトヲ  
得

第五條 本令施行ニ關スル細則ハ臺灣總督之ヲ定ム

(三) 臺灣官有森林原野豫約賣渡規則 (明治四十四年九月六日  
臺灣總督府令第六十四號)

臺灣官有森林原野豫約賣渡規則左ノ通相定ム

臺灣官有森林原野豫約賣渡規則

第一條 臺灣官有森林原野及産物特別處分令第一號第二號及第四號ニ依リ開墾、牧畜又ハ植樹ノ爲  
森林原野ヲ賣渡ストキハ總テ豫約賣渡ノ方法ニ依ル

第二條 豫約賣渡ヲ爲スヘキ土地ノ面積ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況其ノ他相當ト認ムル  
事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 開墾ニ供スル土地 百 甲

二 牧畜ニ供スル土地 五百 甲

三 植樹ニ供スル土地 五百 甲

第三條 豫約賣渡地ノ成功期間ハ許可ノ月ヨリ起算シ十年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ前條但書ノ場合  
竝植樹ニ供スル土地ハ本條期間二倍ノ範圍内ニ於テ相當期間ヲ定ム

第四條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ豫定ノ期間内ニ事業ヲ成功スルコト能ハサル者ニ對  
シテハ出願ニ依リ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

前項ノ延長期間ハ通シテ豫定期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 臺灣總督ノ定ムル地域内ニ於テ開墾、牧畜又ハ植樹ニ從事セムトスル目的ヲ以テ移住スル  
者ノ豫約賣渡ヲ受クヘキ場合ハ臺灣總督之ヲ指定ス

第六條 豫約賣渡ヲ受ケムトスル者ハ別記第一號様式ノ願書ニ起業方法書、地圖謄本又ハ實測設計  
圖及戶籍謄本(本島人ニ在リテハ戶口調査簿抄本)ヲ添附シ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ提出スヘシ但  
シ前條ノ指定地ニ在リテハ起業方法書、地圖謄本及實測設計圖ノ添附ヲ要セス

前項添附書類ノ外會社ニ在リテハ定款、組合其ノ他共同シテ事業ヲ經營セムトスル者ニ在リテハ  
規約書ヲ添附スヘシ

第七條 豫約賣渡ヲ受ケムトスル者ハ其ノ土地ノ調査又ハ事業設計ノ爲一年ヲ超エサル期間ニ於テ



豫定存置ノ出願ヲ爲スコトヲ得

前項ノ出願ヲ爲サムトスル者ハ別記第二號様式ノ願書ニ目論見書及見取圖ヲ添附シ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ提出スヘシ

豫定存置ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ期間經過後同一地ノ部分ニ對シ再ヒ豫定存置ノ出願ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 豫定存置ノ許可ヲ受ケタル者期間内ニ調査又ハ設計ヲ終ラサルカ若ハ官ニ於テ其ノ土地ニ支障アルコトヲ發見シタルトキハ許可ヲ取消スモノトス

第九條 豫約賣渡又ハ豫定存置ノ許可書ノ交付ヲ受ケタルトキハ十五日以内ニ別記第三號様式ノ請書ヲ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ提出シ土地ノ引渡ヲ申請スヘシ但シ第五條ノ指定地ニ在リテハ許可ノ日ヲ以テ引渡ヲ終リタルモノト看做ス

第十條 土地ノ引渡ヲ受ケタルトキハ直ニ四至ノ境界ニ別記雛形ノ標杭ヲ建設シ尙中間ニ間標ヲ置キ其ノ境界ヲ明瞭ナラシムヘシ但シ第五條ノ指定地ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ界標ハ豫約賣渡地ニ在リテハ成功期間、豫定存置地ニ在リテハ豫定存置期間之ヲ存置シ亡失毀損ノ場合ハ更ニ設置スヘシ

第十一條 買受豫約人ハ土地ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ豫定ノ方法ニ從ヒ事業ニ著手シ

其ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ届出ヘシ

第十二條 豫約賣渡ヲ許可シタル土地ニ付テハ其ノ成功期間中貸付料ヲ徵收ス

貸付料ハ一箇年ニ付豫約賣渡地代金ノ百分ノ一以上トシ買受豫約人ハ毎年十二月翌年分ヲ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ納付スヘシ但シ許可ノ年ニ係ル貸付料ハ月割計算ヲ以テ即納スヘシ

貸付料ハ成功後實測面積ニ比シ増減ヲ生スルモ追徵又ハ還付ヲ爲ササルモノトス

第十三條 公益又ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ因リ臺灣總督ニ於テ必要ト認ムルトキハ前條ノ貸付料ヲ減免シ又ハ地代金ヲ減額スルコトヲ得

第五條ノ指定地ノ地代金ニ關シテハ前項ノ外仍十年以内ノ無利息年賦ト爲スコトヲ得

第十四條 豫約賣渡地内ノ樹木ニシテ特ニ指定シタルモノハ許可ヲ得スシテ伐採スルコトヲ得ス

前項ノ指定木ハ明治二十九年十月府令第四十四號臺灣官有森林原野產物賣渡規則ニ依リ之ヲ賣渡スモノトス

第十五條 官ニ於テ吏員ヲ派遣シ實地ノ狀況ヲ検査セシムルトキハ豫定存置ノ許可ヲ受ケタル者又ハ買受豫約人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ立會ヲ要スル爲豫約賣渡若ハ豫定存置ノ許可ヲ受ケタル者又ハ出願人ニシテ當該官吏ヨリ通知ヲ受ケタルトキハ之ニ立會スヘシ



第十六條 買受豫約人ハ別記第四號様式ニ依リ前年ニ於ケル事業ノ功程ヲ翌年一月三十一日限其ノ土地所轄ノ地方廳ニ届出ヘシ但シ第五條ノ指定地ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 豫約賣渡ヲ受ケタル森林原野ハ許可ヲ得スシテ他人ニ讓渡シ若ハ擔保ノ目的ニ供スルコトヲ得ス

前項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ當事者ノ連署シタル願書ニ豫約賣渡ノ許可書ヲ添附シ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ提出スヘシ但シ貸渡ニ關シ豫メ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ讓渡ニ在リテハ讓受人ノ戶籍謄本(本島人ニ在リテハ戶口調査簿抄本)ヲ添附スヘシ

第十八條 前條ニ依リ豫約賣渡ヲ受ケタル者ノ權利ヲ取得シタル者ハ前權利者ノ權利義務ヲ繼承ス

第十九條 買受豫約人ニシテ左記事項ノ一ニ該當スルトキハ直ニ戶籍謄本(本島人ニ在リテハ戶口調査簿抄本)ヲ添附シ本人又ハ相續人、法定代理人若ハ管理人ヨリ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ届出ヘシ但シ轉居及管理人ノ變更又ハ改氏名ノ場合ニハ戶籍謄本若ハ戶口調査簿抄本ノ添附ヲ要セ

- 一 死亡、失踪、相續、分家又ハ改氏名シタルトキ
- 二 法定代理人若ハ管理人ノ變更又ハ改氏名シタルトキ
- 三 轉籍又ハ轉居シタルトキ

第二十條 起業方法又ハ使用ノ目的ハ許可ヲ受クルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

前項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ニ起業方法及實測設計圖ヲ添附シ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ提出スヘシ但シ第五條ノ指定地ニ在リテハ添附書類ヲ要セス

第二十一條 豫約賣渡地ノ全部ヲ成功シタルトキハ直ニ別記第五號様式ノ願書ニ實測圖ヲ添附シ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ提出スヘシ但シ土地臺帳ニ登録シタル土地ニ在リテハ地圖ノ謄本ヲ以テ實測圖ニ代用シ又ハ第五條ノ指定地ニ在リテハ實測圖ヲ省略スルコトヲ得

第二十二條 買受豫約人ニ於テ賣渡ノ許可書ヲ受ケタルトキハ直ニ地代金ヲ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ納付スヘシ

第二十三條 買受豫約人他人ヲ以テ業務ヲ代理セシムルトキハ委任狀ヲ添附シ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ届出ヘシ其ノ代理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十四條 買受豫約人第十條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十五條、第十六條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十一條及第二十二條ヲ遵守セス又ハ天災其ノ他正當ノ事由ナクシテ豫定ノ期間内ニ成功セス若ハ成功ノ見込ナシト認めタルトキハ未成功地若ハ全部ノ



許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十五條 買受豫約人ノ便宜ニ因リ土地ヲ返還シ又ハ前條ニ依リ許可ノ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件ハ買受豫約人ニ於テ官ノ指定スル期間内ニ之ヲ除去スヘシ

前項ノ場合ニ於テ既納ノ貸付料及地代金ハ之ヲ還付セス

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ出願ヲ無効トス

- 一 出願人實地ニ立會ヲ命セラレ正當ノ事由ナクシテ立會ヲ爲ササルトキ
- 二 願書ノ訂正ヲ命セラレ指定ノ期限内ニ之カ訂正ヲ爲ササルトキ
- 三 豫約賣渡又ハ豫定存置ノ許可書ヲ交付スルニ際シ本人又ハ代理人ノ所在不明ニシテ第一回ノ呼出狀ヲ發シタル日ヨリ六十日ヲ過タルモ尙許可書ヲ交付スルコト能ハサルトキ

第二十七條 第八條及第二十四條ニ依リ許可ヲ取消シタル場合ニ於テ許可ヲ受ケタル者若ハ其ノ代理人命令書ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ所在不明ニシテ之ヲ交付スルコト能ハサルトキハ府報ニ掲載スルノ外仍其ノ土地所轄ノ(廳、支廳)及區長役場ノ揭示場ニ三日間之ヲ公示シ公示ノ終リタル日ヲ以テ其ノ取消ヲ命シ終リタルモノト看做ス

第二十八條 出願人又ハ其ノ代理人ハ出願後ニ於テ住所ヲ變更シタル場合ハ其ノ土地所轄ノ地方廳

ニ届出ヘシ

文書ノ送達ハ前項ノ住所ニ之ヲ爲スモノトス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年十月府令第四十五號臺灣官有森林原野豫約賣渡規則ハ之ヲ廢止ス

第四條第二項ノ規定ハ本令施行前豫約賣渡ヲ許可セラレタル者ニ之ヲ適用セス

第十二條ノ規定ハ本令施行前豫約賣渡ヲ許可セラレタル者及現ニ出願中ノ者ニ之ヲ適用セス

(様式省略)

(四) 臺灣官有森林原野貸渡規則 (明治二十九年十月十日 臺灣總督府令第四十七號)

改正 明治四五年第二八號

臺灣官有森林原野貸渡規則左ノ通相定ム

臺灣官有森林原野貸渡規則

第一條 官有森林原野ノ貸渡ヲ受ケムトスル者ハ別記書式ノ願書ニ起業方法書及實測設計圖ヲ添附シ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ提出スヘシ

第二條 削除



第三條 貸渡許可書ノ交付ヲ受ケタルトキハ十五日内ニ請書ヲ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ提出シ土地ノ引渡ヲ申請スヘシ

前項ニ依リ土地ノ引渡ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ四至境界ニ標杭ヲ建設シ其ノ境界ヲ明瞭ナラシムヘシ

前項ニ違反シタルトキハ其ノ許可ヲ取消コトアルヘシ

第四條 借地料ハ指定ノ日限内ニ納付スヘシ若之ヲ納付セサルトキハ其許可ヲ取消スヘシ

第五條 貸渡ヲ受ケタル官有森林原野ハ許可ヲ得スシテ他人ニ貸渡シ又ハ使用ノ目的ヲ變更スルコトヲ得ス違フ者ハ其許可ヲ取消スヘシ

第六條 官有森林原野ノ貸渡ヲ受ケタル者之ヲ返納スルトキハ返地期限後遅クモ十日以内ニ返地届ヲ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ差出スヘシ

第七條 借地人ノ便宜ニ依リ借地料金納付後返地期限前ニ返地スルモ既納ノ料金ヲ還付セス

第八條 借地内ニ建造物ヲ設ケタルトキハ返地ノ際之ヲ取拂フヘシ若取拂ハサルトキハ官ニ於テ之ヲ取拂ヒ其費用ヲ徴收スルコトアルヘシ

第九條 土地使用ノ爲地形ヲ變更シタルトキハ返地ノ際之ヲ原形ニ復スヘシ但特別ノ認可ヲ受ケタルモノハ此限ニアラス

第十條 土地使用ノ爲森林原野ニ損害ヲ與フルトキハ之ヲ賠償セシム

(五) 臺灣森林令 (大正八年十一月四日 律令第十號)

臺灣森林令

臺灣森林令明治三十九年法律第三十一號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 臺灣總督ハ左ニ掲クル場合ニ於テ森林ヲ保安林ニ編入スルコトヲ得

- 一 土砂ノ壞崩、流出ノ防備ノ爲必要ナルトキ
- 二 飛砂ノ防備ノ爲必要ナルトキ
- 三 水害、風害、潮害ノ防備ノ爲必要ナルトキ
- 四 墜石ニ因ル危險ノ防止ノ爲必要ナルトキ
- 五 水源涵養ノ爲必要ナルトキ
- 六 魚附ノ爲必要ナルトキ
- 七 航行ノ目標ノ爲必要ナルトキ
- 八 公衆ノ衛生ノ爲必要ナルトキ
- 九 社寺名所又ハ舊跡ノ風致ノ爲必要ナルトキ

第二條 臺灣總督ハ公益上必要ト認ムルトキ又ハ保安林トシテ存置スルノ必要ナシト認ムルトキハ



保安林ヲ解除スルコトヲ得

第三條 保安林ニ於テハ(廳長)ノ許可ヲ受クルニ非サレハ開墾、森林ノ手入ニ非サル木竹ノ伐採、傷害若ハ一時的地形ノ變更ヲ爲シ落葉、切芝、土石、樹根、草根若ハ埋木ノ採取若ハ採掘ヲ爲シ又ハ放牧ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 臺灣總督ハ保安林ノ保護ノ爲必要ト認ムルトキハ前條ノ外其ノ使用收益ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第五條 臺灣總督ハ第一條各號ニ掲クル目的ノ爲必要ト認ムルトキハ保安林以外ノ森林ニ於テ爲ス開墾ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第六條 第三條ノ規定ニ違反シタル者アルトキハ(廳長)、前二條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止ニ違反シタル者アルトキハ臺灣總督ハ其ノ者ニ對シ復舊ニ必要ナル造林其ノ他ノ行爲ヲ命スルコトヲ得

第七條 臺灣總督ハ公益上必要ト認ムルトキハ森林ノ所有者又ハ占有者ニ對シ施業ノ方法ヲ指定シ又ハ造林ヲ命スルコトヲ得

第八條 國有地ニ於ケル森林カ保安林ニ編入セラレタルトキハ政府ハ其ノ森林ニ付借地料ヲ免スルコトヲ得

國有ノ保安林ニ造林スル者ニハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得

第九條 森林又ハ森林事業ニ關シ實地調査ノ爲必要アルトキハ臺灣總督ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ支障木竹ヲ伐採スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ損害アルトキハ賠償ヲ爲スヘシ

第一項ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ土地所有者又ハ占有者ニ通知スヘシ

第十條 森林官吏、警察官吏、又ハ犯罪捜査ニ付職權ヲ有スル官吏其ノ職務ヲ行フ爲必要ト認ムルトキハ森林產物又ハ森林事業者ノ手板、帳簿若ハ器具ヲ檢査スルコトヲ得

第十一條 森林又ハ之ニ接近スル土地ニ於テハ臺灣總督ノ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外(廳長)ノ許可ヲ受クルニ非サレハ火入ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 (廳長)ハ森林有害動物又ハ微菌ノ驅除又ハ豫防ノ爲必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十三條 本令ニ於テ開墾ト稱スルハ森林ヲ田、畑、建物敷地、養魚池、鹽田若ハ鑛泉池ト爲シ又ハ燒畑、切替畑其ノ他土地ノ形質ノ變更ヲ爲ス行爲ヲ云フ

第十四條 森林ニ於テ其ノ產物ヲ竊取シタル者ハ三年以下ノ懲役、贓額二倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 前條ニ掲クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三年以下ノ懲役ニ處シ贓額二倍以下ノ罰金又ハ科料ヲ併科ス



- 一 根株ノ掘採、毀壞、燒燬、隱蔽ヲ爲シ其ノ他罪跡ノ湮滅ヲ圖ルノ行爲アリタルトキ
  - 二 贓物ヲ原料トシテ木炭、樟腦、椎茸、松根油其ノ他ノ物品ヲ製シタルトキ
  - 三 贓物ヲ燃料トシテ鑛物ノ採取若ハ精製ニ使用シ又ハ石灰、煉瓦石、瓦其ノ他ノ物品ノ製造ニ使用シタルトキ
  - 四 贓物ヲ運搬スル爲馬、牛、船舶、車輛若ハ棧ヲ使用シ又ハ贓物ノ運搬若ハ造材ノ設備ヲ爲シタルトキ
  - 五 保安林ニ於テ犯シタルトキ
  - 六 森林產物採取ノ權利ヲ行使スルニ際シ犯シタルトキ
  - 七 二人以上共同シ又ハ他人ヲ雇使シテ犯シタルトキ
  - 八 森林保護ノ義務ヲ有スル者犯シタルトキ
  - 九 差押ノ贓物ヲ隱匿、消費、滅却又ハ放棄シタルトキ
  - 十 夜間犯シタルトキ
- 第十六條 前條第二號ノ規定ニ該當スル製造物品ハ之ヲ犯罪行爲ニ因リテ得タル物ト見做ス
- 第十七條 第十四條又ハ第十五條ノ犯罪行爲ニ因リテ得タル物ナルコトヲ知リテ之ヲ收受シ又ハ運搬、寄藏、故買若ハ牙保ヲ爲シタル者ノ罰第十五條ニ同シ

第十八條 他人ノ森林又ハ自己ノ保安林ニ放火シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ森林ニ放火シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス因リテ他人ノ森林又ハ自己ノ保安林ヲ燒燬シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第十九條 第十四條、第十五條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 森林ノ爲他人ノ設ケタル標識ヲ移轉シ、汚損シ又ハ毀壞シタル者

二 第十條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミタル者

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 火ヲ失シテ森林ヲ燒燬シタル者

二 森林ニ於テ濫リニ焚火ヲ爲シタル者

三 他人ノ森林ヲ開墾シタル者

四 他人ノ森林内ニ工作物ヲ設ケタル者

五 他人ノ森林内ニ於テ其ノ產物ヲ損壞シ又ハ傷害シタル者

六 他人ノ森林内ニ於テ放牧シタル者

七 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者



八 第六條若ハ第七條ノ規定ニ依ル處分又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者  
 第二十二條 第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第二十三條 原野、山嶽其ノ他ノ土地ニシテ第一條第一號乃至第五號ノ場合ニ該當スルモノニ付テ  
 ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ本令ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得  
 第二十四條 臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ原野、山嶽其ノ他ノ土地ニ關シ第十八條、第十九條及第二  
 十一條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム（大正八年十一月府令第三百三十號ヲ以テ同年十一月五日ヨリ施  
 行）

明治二十八年日令第二十六號及臺灣保安林規則ハ之ヲ廢止ス

從前ノ規定ニ依リ保安林ニ編入セラレタル森林ハ本令ニ依リ編入セラレタル保安林ト見做ス

臺灣に於ける母國人農業植民終

昭和四年六月二十七日印刷  
 昭和四年六月二十九日發行

臺灣總督府殖產局

臺北市表町二丁目八番地

印刷者 山科 榮

臺北市表町二丁目八番地

印刷所 山科商店印刷部



民國二十六年八月  
中華民國二十六年八月

奉天縣官報

山科商會  
山科商會  
山科商會  
山科商會  
山科商會

民國二十六年八月



GANNANBO-SHOTEN

KANDA TOKYO

店書堂南巖

1807

CL

NO. 11681



